

セブ日本人商工会議所 規約

第1条 名称

本会議所は、セブ日本人商工会議所（以下”本会議所“）と称する。

第2条 本部

本会議所の本部はメトロセブに置く。会議所の必要性に応じ、関係官庁の承認を得て比国他の場所に支所を設置することができる。

第3条 会議所の目的

会議所設置の目的は、会員相互の親善、利益、福祉を促進することであり、全ての会員は本目的達成のため協力と努力をしなければならない。

第4条 会議所の性格

本会議所は非政党、非営利の独立法人であり、比国の法律を尊守する。また本会議所は商業、工業ほかの営業活動により、利益を得るために従業員を雇用したり比国内で政治・政党活動をしてはならない。

第5条 会員

第1項 本会議所の会員は次の会員で構成される。

- (A) 正会員 (B) 賛助会員 (C) 名誉会員

各会員は次の資格が必要である。

(A) 正会員

正会員は法人正会員と個人正会員からなり、次の条件を必要とする。

(a) 法人正会員

(1) 比国においてビジネス等の業務を行う合弁・共同経営を含む日系の企業・商店またはその比国駐在機関。ここで日系とは日本の資本が入っていることを云い、資本比率は問わない。

(b) 個人正会員

(1) 法人正会員を代表する者。

若しくは、

(2) 比国においてビジネス等の業務を行う比国駐在の日本人。

(B) 賛助会員

日本法人または個人との間で比国または他の所でビジネスをする比国法人または個人。

(C) 名誉会員

関連業界において誠実、知識および経験が豊富であり、名誉会員として相応しいと理事会で承認された個人であり、国籍は問わない。

第2項 法人正会員はその代表者を個人正会員として登録することとする。但し最大3名までとする。

この個人正会員が法人正会員を代表して全ての権利行使する。

第6条 入会および承認

名誉会員を除き、資格を有する法人および個人が入会する場合は、本会議所へ申し込み、理事会の承認をもって正または賛助会員になることができる。

第7条 入会金と会費

第1項 入会が承認された会員は、正会員であれば 20,000 ペソ、賛助会員であれば 10,000 ペソを入会金として納めること。

但し、法人正会員の代表者である個人正会員の入会金は不要とする。

第2項 各会員は年会費として下記を納めること。

(A) 個人正会員 [年 15,000 ペソ] 法人正会員の会費は不要とし、その個人正会員の会費のみとする。

(B) 賛助会員 (個人/法人 [年 7,500 ペソ])

(C) 名誉会員 [会費なし]

但し、入会の時期により、初年度の年会費は月割りで計算される。尚、一度納付された入会金及び会費は返金しないものとする。

第3項 正・賛助会員は指定期限後三ヶ月間会費を滞納した場合、理事会により資格停止の通告を受ける。また四ヶ月滞納の時は除名の通告がある。

第8条 退会および除名

第1項 会員は本会議所から隨時退会することができる。退会する場合は、退会希望日の30日前迄に書面を以て届け出る。

第2項 本会の秩序を乱し、又は不都合を認め得る行為の有った会員に対しては、理事会の承認を以て除名することができる。

第9条 投票権

第1項 投票権は個人正会員のみに与えられ、法人正会員、賛助会員、名誉会員には与えられない。

第2項 投票権の行使は、個人正会員一人につき一票とする。

第3項 理事選挙、定期または臨時総会の表決のための投票権は、上記第2項の票とする。

第10条 理事会

第1項 本会議所は理事会で運営される。

第2項 理事会は9名の選挙理事と若干名の推薦理事とで構成される。

第3項 9名の選挙理事は当年度の11月末日までに正会員の投票によって選ばれる。任期は1年または後任者が選ばれるまでとする。なお、新年度の1月、2月の理事会には新旧の理事が出席し、会の円滑なる運営を図ることができる。

第4項 個人正会員で法定年齢かつ比国在住者が理事として選ばれる。

第5項 (a) 複数の個人正会員を登録している法人正会員においては、その法人正会員からの申し出により、理事選挙の被選挙人となる個人正会員を一人まで絞り込むことができる。

(b) 5年連続して理事を務めた場合は、本人の希望により、次の理事選挙の被選挙人名簿から除くことができる。

- 第6項 理事会の議決により、複数の推薦理事を指名することができる。選出時期は随時とし任期は年度末を限度として任意に定められる。
- 第7項 選挙理事が本会議所を退会した場合は、理事会の議決により後任理事を指名する。なお、後任理事の任期は年度末までとする。
- 第8項 不適格として選挙理事を免職する場合は、この為の臨時総会で出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第9項 選挙理事が不適格として免職された場合、理事会が選挙結果を勘案し議決により後任理事を指名する。

第11条 役員

- 第1項 本会議所は以下の役員を置く。
- (a) 会頭
 - (b) 副会頭2名
 - (c) 財務担当役員
 - (d) 総務担当役員
 - (e) 事務局長
 - (f) 監査役
 - (g) コーポレートセクレタリー
- 第2項 新選挙理事が選挙により選出され宣誓した後20日以内に新理事は互選により以下の主要役員を選出する。
- (a) 会頭
 - (b) 副会頭2名
 - (c) 財務担当役員
 - (d) 総務担当役員
- 第3項 新理事会は第2項と同様に20日以内に、事務局長、監査役、およびコーポレートセクレタリーを指名しなければならない。
- 前二者は本会議所の理事である必要はない。また、コーポレートセクレタリーはフィリピン在住のフィリピン人でなくてはならないが、本会議所の会員である必要はない。
- 第4項 役員の任期は1月1日より同年12月31日までの1年間とする。しかしながら、円滑な引き継ぎを図るために前任者は翌年1月1日より2月末日まで後任者の助言者として勤めるものとする。
- 第5項 互選により選ばれた役員が人事異動、退職、死亡、或いは任務遂行不可能になった場合は、残った理事によって可及的速やかに空席となった役員を互選により選出する。
- 理事会の指名による役員の場合は、会頭が速やかに後任を指名する。但し、会頭が人事異動、退職、死亡、或いは任務遂行不可能になった場合は、事務局長が特別理事会を招集し、同理事会において後任を2名の副会頭の中から選出しなければならない。
- 第6項 前項のいずれの場合も選出された役員の任期は前任者の残存期間とする。

- 第7項 役員は金銭的見返りや固定報酬は受け取らないものとする。
但し、理事会の指名による役員の場合は、この限りではない。

第12条 役員の担当役割

- 第1項 会頭は理事会、総会において議長となる。また、規約に規定された業務を遂行するために、全ての職員を任命する。
- 第2項 2名の副会頭は会頭の任務を補佐する他、理事会指示の業務を担当する。
- 第3項 財務担当は、本会議所の資金を保管・管理するとともに、入会金、会費、寄付などの領収書および現預金、財産、支払いの管理・監督に当たる。また比国法による出納書、記録が保管・維持されていることを確認する。
財務担当、会頭、副会頭2名のうち1名は、事前に銀行に署名登録した後、いずれかの1名が100,000ペソ未満の小切手を発行することができる。但し、100,000ペソ以上の小切手は、前述の3名のうち2名の署名を必要とする。
- 第4項 事務局長は本会議所に必要な庶務を担当する他、会頭からの指示事項を行う。
- 第5項 監査役は本会議所の会計を監査し、その結果を総会にて報告する。
- 第6項 総務担当は、理事会、会頭、副会頭の何れかによって、委任される職務を担当する。
- 第7項 役員とならない選挙理事および推薦理事は、各担当役員の職務をサポートする。
- 第8項 コーポレートセクレタリーは、総会、理事会の議事録を記録する。また、会頭または理事会より委託された各種の行政関係、法律関係の業務を担当する。

第13条 名誉顧問

本会議所は正当な理由または事情により名誉顧問を理事会の承認を以て指名することができる。会頭は隨時または必要時当顧間に相談する。

第14条 職員

- 第1項 本会議所は職員を採用することができる。
- 第2項 職員は事務局長が監督する。

第15条 会議とその構成

- 第1項 本会議所は少なくとも年1回、原則として1月の第4火曜日に定例総会を開催する。
臨時総会は理事会の承認のもと隨時招集できる。総会の招集は会頭がこれを行う。
- 第2項 本会議所は少なくとも月1回定例理事会を開催する。時間と場所の選定は理事会に一任する。
- 第3項 定例総会または臨時総会は投票権を持つ正会員の出席および委任状が過半数を超えることによって成立する。定例理事会または臨時理事会は理事定員の過半数の出席により成立する。成立した理事会は次項の総会議決事項を除き各事項の決定ができる。理事定員とは選挙理事と推薦理事の総数をいう。
- 第4項 総会議決は出席個人正会員及び委任状議決権の合計の過半数の賛成を以てなされる。
下記事項は、総会議決事項とする。
- (a) 規約改訂
 - (b) 予算及び決算
 - (c) 本会の解散
 - (d) その他理事会にて総会議決事項として決定したもの

第5項 理事会議決は出席理事の過半数の賛成を以てなされる。但し、緊急時においては、メールでの議決も可とし、理事定員の過半数の賛成を以てなされる。

第16条 部会および委員会

第1項 本会議所は理事会議決を以て、部会、委員会、小委員会を設置することができる。

第2項 本会議所は、類似の産業、商品、サービス等に関して各部会を組織することができる。また、会員の共同利益となる様々の事項について検討をする委員会、更には委員会下部組織としての小委員会を隨時組織することができる。

第3項 会頭は理事会の同意に基づき、理事より各部会長、及び各委員会委員長を指名する。副部会長については、理事である必要はない。

第4項 個人正会員は各部会長、及び各委員会委員長の承認を得て各部会、及び各委員会に参加することができる。

第5項 部会または委員会の決定は理事会の同意を得て、本会議所の決定とする。

第6項 部会または委員会議決は、出席個人正会員の過半数の賛成を以てなされる。なお、個人正会員は1票の投票権を持つ。

第17条 理事選挙

第1項 理事会は年度終わり 50 日以前に理事の中から 3 名の選挙管理委員を指名し、選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員会は理事選挙の管理にあたる。

第2項 同じく 40 日以前に上記委員は理事選挙の日時を正会員へ告知し、9名連記の公式投票用紙と被選挙人名簿を作成し配布する。第 10 条第 5 項による申し出があった場合は、これを被選挙人名簿に反映させる。

第3項 投票日は、原則として毎年 11 月の最終金曜日とする。詳細は選挙管理委員会が定める。

第4項 選挙管理委員会は公式投票箱を本会議所及び選挙管理委員会が必要と認めた場所に設置する。

第5項 個人正会員は公式投票用紙を用い、本人が無記名投票する。なお、不在者投票、委託人への託送、郵送等の取り扱いは選挙管理委員会が定める。

第6項 開票は即日の午後 3 時に選挙管理委員会が行う。

第7項 選挙の結果、上位 9 名の有資格者が直ちに新選挙理事として告示され、新年度の理事に就任する。

第8項 選挙の結果、得票数が同数で上位 9 名を直ちに特定できない場合は、有資格者の中から互選により新選挙理事を選出する。

第9項 各個人正会員は第 9 条に規定される投票権により投票行使することができる。

第10項 選挙管理委員会は全会員へ新選挙理事名を通知すると共に、本会議所事務所に告示する。

第18条 年度

本会議所の年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

第19条 解散時の資産処理

本会議所が解散する場合は、残余の資産や財産は、同じまたは同様の目的を持つほかの団体もしくはフィリピン政府に寄付することとする。

初版 1990年4月4日

起草者 石神 三上 遠藤 高橋（正） 八木 田本 桜井

第2版 1992年1月28日

第3版 1994年10月19日

第4版 1998年1月27日

（1997年10月28日改定部分 及び同11月25日改定部分の修正）

第5版 2012年9月25日

第6版 2017年1月24日

第7版 2020年1月28日